

## 2 参考情報

### (1) 生産緑地とは

市街化区域内において、農業等と調和した良好なまちづくりを目的に、緑地機能（潤い）や防災機能（雨水の保水、延焼の防止等）を備えた優れた農地等を積極的に評価し、所有者等の意向を基に、市が都市計画に位置づけるものです。

#### ア 指定の要件

生産緑地地区に指定されるためには、農林漁業の用に供される農地等であって、以下の要件を全て満たす必要があります。

- 公害又は災害の防止や良好な生活環境の確保に相当の効用があること
- 公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること
- 面積が一団で300平方メートル以上の区域であること
- 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていること
- 農地等の所有者など関係権利者の同意が得られていること

#### イ 指定されると

《受けられる措置》

- 税制面での優遇
- 生産緑地を農地等として管理するために必要な助言を求めることができる。
- 土地の交換のあっせん等の助言を求めることができる。

《制限される行為》

- 指定後30年間（特定生産緑地は10年間）、農地等としての管理が義務付けられる。
- 建築物等の新築、改築又は増築等は原則できない。

#### ウ 買取り申出の制度について

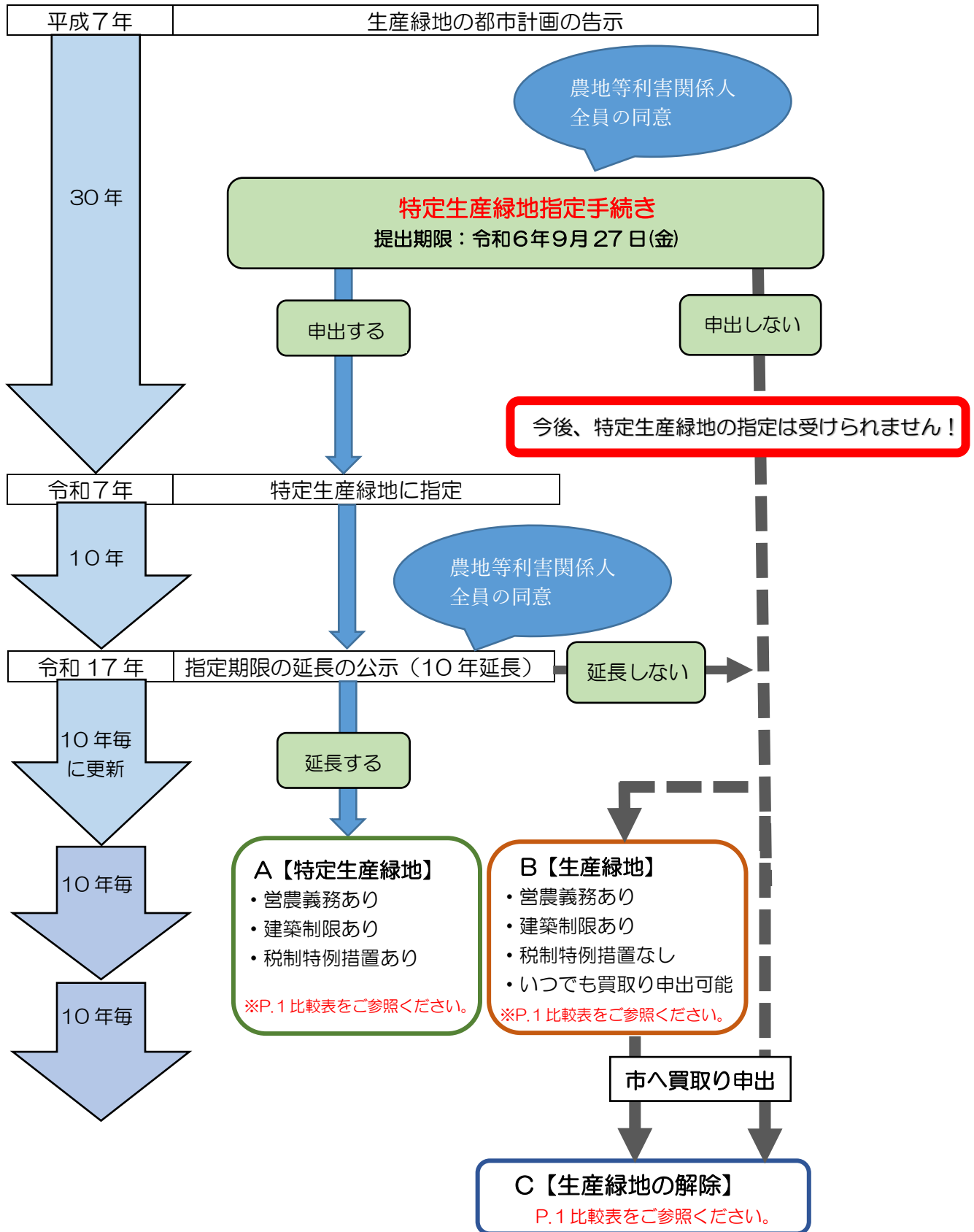
下記のいずれかに該当する場合に、市へ買取り申出をすることができます。

買取り申出から3か月以内に県や市、他の農業希望者が買取りを行わない場合は、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、農地以外への転用が可能となります。

《買取り申出の要件》

- 生産緑地の指定から30年経過（特定生産緑地は10年経過）
- 農業等の主たる従事者の死亡等

(2) 特定生産緑地のイメージ（平成7年指定の場合）



(3) 指定までの事務手続きの流れ

